

大環政第389号
令和元年12月20日

滋賀県知事 三日月 大造 様

大津市長 越 直 美



管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和元年10月11日付け滋環政第750号にて依頼のあった標記の件について、
別紙のとおり回答します。

管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書に対する大津市長意見

本事業に係る計画段階環境配慮書について、環境保全の見地からの意見は次のとおりである。

(全般について)

事業計画及び事業の実施による生活環境への影響の程度並びに環境保全措置の内容等について、環境影響評価の手続き等を通じて地域住民へ積極的に情報提供及び説明を行い、理解を得るよう努めること。

また、市の関係機関と十分に協議・調整を行い環境に配慮した事業計画とすること。

(対象事業の内容について)

方法書においては、排水経路について既存施設との関係を記載するとともに、最終処分場の構造及び土堰堤の造成方針も含めた事業概要を示すこと。なお、土堰堤の緑化にあたっては幅広く他事例を参考にし、方針を検討すること。

また、浸出液処理設備の位置の比較検討では、災害等の非常時における事業実施想定区域からの流出防止等の観点からも検討を行い、方法書に検討結果を示すこと。

(対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法について)

方法書においては、最終処分場の事業特性を十分に踏まえて環境影響評価の項目の選定を行うこと。

また、調査、予測及び評価の手法の検討にあたっては同様に事業特性に十分留意するとともに、既存事業場と関係する項目については既存事業に上乘せされる負荷の程度を分かりやすく示すこと。

さらに、計画段階配慮事項として選定されていない環境要素について、方法書以降の過程で配慮が必要であると判断された場合は、追加で調査、予測及び評価を行うこと。

(その他配慮すべき事項)

各課から以下のような意見が提出されている。

自治協働課	今後、事業計画が明確となり事業が進む場合は、地元の学区自治連合会長及び自治会長に事業内容を説明し、当該自治会等からの要望がありましたら、適切なご対応をお願いします。
伊香立支所	施設の稼働による周辺環境への影響調査結果について、地域住民にわかりやすく説明をされるとともに、特に、処理後の浸出液を河川に放流するにあたっては、水質の評価結果を定期的に公表することを求めます。また、小中学校等の施設にも十分な説明や安全対策等の配慮を求めます。

環境政策課	環境影響評価の手續きを通じて述べられた意見に十分に配慮すること。
廃棄物 減量推進課	<p>当該地から排出されるごみについては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理(大津市の許可業者への委託も含む)等するとともに、家庭系ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。 特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。 2 ごみの減量、再資源化に努めること。 3 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第30条に基づく保管庫を設置すること。(カタログ等添付要) また、新設保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。 4 関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。 5 保管場所の位置がわかる資料を提出すること。 6 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第16条の保管基準を遵守すること。 (保管基準) <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路その他公共の用に供する場所において保管しないこと。 (2) 排出量、保管日数に対し十分な容量及び構造の保管場所に保管すること。 (3) 分別区分及び再利用を行うものごとに分けて保管すること。 (4) 飛散、流出、悪臭等により生活環境を害し、又は公衆に嫌悪の情をもたらさないこと。 (5) 犬、猫等による散乱、ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止すること。 (6) 適切に清掃等を行うことにより、常に保管場所を清潔に保つこと。 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。 浄化槽を設置する場合は、浄化槽法等関係法令を遵守し所定の手続を行うとともに、設置後についても同法等を遵守し適正管理に努めること。
産業廃棄物 対策課	大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、同法第15条に基づく産業廃棄物処理施設設置許可及び同法第14条の2に基づく産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可を得ること。

	<p>当該事業の実施に当たっては、大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査が必要となる。このため今後、滋賀県環境影響評価条例に基づき実施される環境影響調査については、上記法令等に基づき実施されるものと十分整合させること。</p> <p>当該事業について事業計画説明会を開催するなど地域住民の十分な理解が得られるよう、誠意を持って対応すること。</p> <p>最終処分場の築造に際しては、構造耐力上の安全性を確認した上で十分強度を持った構造とすること。</p>
まちづくり 計画課	<p>廃棄物の堆積等については風致地区内行為の許可が必要であり、また1ha以上の造成行為を行う場合は許可に際し大津市景観審議会で諮る必要があるため、手続きに留意されたい。</p>
道路・河川課	<p>雨水排水の河川への放流にあたっては、場内施設を適正に管理し、下流域への汚濁水の流出防止に十分留意すること。</p>
下水道課	<p>公共下水道受益者負担金について、下水道課と協議すること。</p>
文化財保護課	<p>当該地には、周知の埋蔵文化財包蔵地はありませんが、工事施工中に遺構・遺物と思われるものが出土した場合、直ちに当課まで届け出て下さい。</p> <p>文化財保護の見地から、重要な遺構が確認された場合は、保存について協議をして下さい。</p>
予防課	<p>危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。また危険物施設を新たに設置する場合は、予防課危険物係と協議すること。</p>